

国指定下北西部鳥獣保護区
下北西部特別保護地区指定計画書
(案)

平成16年9月29日

環 境 省

1 保護区に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

下北西部特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、下北郡佐井村所在国有林 2314 林班へ小班、2315 林班イ小班、2316 林班ニ 1、ニ 2、ホ、への各小班、2318 林班イ小班、2320 林班イ小班、2325 林班ト小班、2328 林班カ小班、2329 林班と、ち、イの各小班、2331 林班に、イ、口の各小班、2336 林班は、に、ほ、イ、口の各小班、2341 林班に、ほ、イ、口の各小班、2342 林班は、イ、口の各小班、2343 林班は 1、は 2、イ、口、八の各小班並びに同郡脇野沢村所在国有林 9 8 3 林班り、口、八、二、へ、トの各小班、9 8 4 林班い小班並びに 9 8 5 林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 1 6 年 1 1 月 1 日から平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日まで (1 0 年)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

下北西部鳥獣保護区は、下北半島の西側に位置し、ブナ林、ブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ、カラマツ等の造林地からなり、海岸線は切り立った断崖で、風衝地となっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、獣類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のホンダザル及び下北半島のツキノワグマのほか、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。猛禽類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のオジロワシ、絶滅危惧 類のハヤブサ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、海岸部の岩場や急斜面のヒノキアスナロ林は、ホンダザルの重要なねぐらとして利用されているほか、オジロワシ及びハヤブサの生息の場としても利用されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、ホンダザルをはじめとする希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ホンダザルへの餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8 8 5 h a (885ha)

タヤ及びシナノキ群落が分布し、一部安定したところにはミヤマビャクシン、コハマギク、オオウシノケグサ、ベンケイソウ、アキカラマツ等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、ホンドザル、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。

また、海岸部の切り立った岩場は、大型猛禽類のオジロワシ、ハヤブサ等の生息地ともなっている。

ホンドザルは、下北西部鳥獣保護区内の12群420頭のうち当該区域内に5群150頭が生息していると推定される。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は森林となっており、鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。

なお、佐井村、脇野沢村では、ホンドザルによる果樹、野菜等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年 度	被害額(千円)	被害面積(ha)
平成12年度	4,925	6.1
平成13年度	6,018	5.1
平成14年度	1,667	3.0

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札 10本
案内板 3基